⑷　２－１トに掲げる事項は、次に掲げる旨を付記すること。ただし、ＷＬＴＣモード燃費値を算定していない貨物自動車にあっては、ロからホまでに掲げるものを除く。

イ　気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨

ロ　細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードは市街地モード、郊外モード及び高速道路モードから構成される旨

ハ　市街地モードは信号、渋滞等の影響を受ける走行を想定したものである旨

ニ　郊外モードは信号、渋滞等の影響を比較的受けない走行を想定したものである旨

ホ　高速道路モードは高速道路等における走行を想定したものである旨

⑸　⑴、⑶及び⑷において表示する２－１トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類		燃費値
１　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値のみを算定している貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値
	ＷＬＴＣモード燃費値のみを算定している貨物自動	ＷＬＴＣモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
	ＪＣ08モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値を算定している貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値並びにＷＬＴＣモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
（略）		

別添１

10・15モード燃費値を算定していないガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{10\cdot15}=A\times(1+B\times\Delta IW/IW_0)^{-1}\times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10\cdot15}$　：換算後の10・15モード燃費値　km／l

Fe_{JC08}　：ＪＣ08モード燃費実測値　km／l

IW_0　：細目告示別添42に規定するＪＣ08モード試験法における等価慣性重量　kg

ΔIW　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号）による改正前の細目告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量からIW_0を引いた値　kg

Ａ及びＢ：以下の表に定める定数

（表略）

（新設）

⑷　⑴及び⑶において表示する２－１トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類		燃費値
１　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値のみを算定している貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値
	ＷＬＴＣモード燃費値のみを算定している貨物自動車	ＷＬＴＣモード燃費値
	ＪＣ08モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値を算定している貨物自動車	ＪＣ08モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値
（略）		

別添１

10・15モード燃費値を算定していないガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{10\cdot15}=A\times(1+B\times\Delta IW/IW_0)^{-1}\times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10\cdot15}$　：換算後の10・15モード燃費値　km／l

Fe_{JC08}　：ＪＣ08モード燃費実測値　km／l

IW_0　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添42に規定するＪＣ08モード試験法における等価慣性重量　kg

ΔIW　：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号）による改正前の細目告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量からIW_0を引いた値　kg

Ａ及びＢ：以下の表に定める定数

（表略）